

わた SHIGA 輝く国スポ栗東市競技別リハーサル大会旅費等支給規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、栗東市で開催するわた SHIGA 輝く国スポ競技別リハーサル大会の大会運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

（支給対象者）

第2条 大会運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合等については、この限りではない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員
- (3) その他、旅費等の支給に対して、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会長が認めたもの

（支給基準）

第3条 支給する旅費等の支給基準は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

（支給事務）

第4条 旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができることとする。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表1

区分	支給基準			
	支給区分		支給額	説明
競技役員	交通費	市内	支給しない	ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
		市外	実費相当額	・居住地市区町村役場最寄駅から手原駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路からバス路線（バス停留所）を利用する方が効率的であると実行委員会が認めた場合は、この限りではない。
		県外		
	諸費		定額	・1人1日当たり1,100円を支給する。
	宿泊費		定額	・1人1泊当たり9,800円を支給する。 ・県外役員に限り支給する。ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
競技補助員	交通費	市内	支給しない	ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
		市外	実費相当額	競技役員に準ずる。ただし学生の場合は、在学する学校の最寄駅から手原駅までの往復運賃を支給する。
		県外		
	諸費		支給しない	ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。
	宿泊費		支給しない	ただし、競技運営業務上、実行委員会が必要と認める場合はこの限りでない。

※ 「実費相当額」とは、「栗東市職員等の旅費に関する条例」及び「栗東市職員等の旅費に関する条例施行規則」に基づき算定した額をいう。

※ 実行委員会が計画輸送を行う場合、計画輸送を行う区間の交通費は支給しない。